

# 下水排除基準

R6.4.1改訂

基準	項目種別	水質項目	排除基準	備考	
条例で定める基準	生活環境項目	温度	非製造業	45℃未満	
			製造業	40℃未満	
	健康項目(有害物質項目)	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素含有量	非製造業	380 mg/L未満	
			製造業	125 mg/L未満	
	生活環境項目	水素イオン濃度 pH	非製造業	5 を超え 9 未満	
			製造業	5.7 を超え 8.7 未満	
		生物化学的酸素要求量 BOD	非製造業	600 mg/L未満	1Lにつき5日間に
			製造業	300 mg/L未満	1Lにつき5日間に
		浮遊物質 SS	非製造業	600 mg/L未満	
			製造業	300 mg/L未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類	5 mg/L以下		
		動植物油脂類	30 mg/L以下		
沃素消費量			220 mg/L以下		
ニッケル含有量			5 mg/L以下		
フェノール類含有量		5 mg/L以下			
銅含有量		3 mg/L以下			
亜鉛含有量		2 mg/L以下			
溶解性含有量		10 mg/L以下			
溶解性マンガン含有量		10 mg/L以下			
クロム含有量		2 mg/L以下			
政令で定める基準	健康項目(有害物質項目)	カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L以下	
		シアン化合物		1 mg/L以下	
		有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		1 mg/L以下	
		鉛及びその化合物		0.1 mg/L以下	
		六価クロム化合物		0.2 mg/L以下	
		砒素及びその化合物		0.1 mg/L以下	
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/L以下	
		アルキル水銀化合物		検出されないこと	
		ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.003 mg/L以下	
		トリクロロエチレン		0.1 mg/L以下	
		テトラクロロエチレン		0.1 mg/L以下	
		ジクロロメタン		0.2 mg/L以下	
		四塩化炭素		0.02 mg/L以下	
		1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L以下	
		1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L以下	
		1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L以下	
		1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L以下	
		1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L以下	
		チウラム		0.06 mg/L以下	
		シマジン		0.03 mg/L以下	
		チオベンカルブ		0.2 mg/L以下	
		ベンゼン		0.1 mg/L以下	
		セレン及びその化合物		0.1 mg/L以下	
		ほう素及びその化合物		10 mg/L以下	
		ふっ素及びその化合物		8 mg/L以下	
		1,4-ジオキサン		0.5 mg/L以下	
		ダイオキシン類		10 pg-TEQ/L以下	